

政 法 第 1 2 5 0 号
答 申 第 4 4 0 号
平 成 2 8 年 7 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年2月6日付け東地振第792号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第540号

平成26年1月7日付けで異議申立人から提起された、平成25年11月7日付け東地振第607号で行った行政文書開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成25年11月7日付け東地振第607号で行った行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が平成26年1月7日付けで提起した異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

開示されたすべて、台帳からの複写ではない。

千葉県交通安全推進隊設置要綱（以下「設置要綱」という。）の（推進隊の組織）第3条第2項に推進隊は原則5名以上の隊員を持って組織すると記載があるが、〇市立〇〇〇小学校は、3名である。

上記から真実の開示報告書ではないので、ご検分頂き、再開示をお願いする。

3 意見書の要旨

(1) 平成26年4月10日付け意見書

千葉県情報公開審査会は、自ら調査せず、千葉県の保護のための同審査会であり、県民のための存在ではない。

(2) 平成28年3月2日付け意見書

〇市立〇〇〇小学校に面した交差点に配置された方が、交通安全推進隊員であるか否かを異議申立人は知りたい情報であり、仮に千葉県の交通安全推進隊でなければ、異なる場所であるとの回答を求める。

「交通安全推進隊員には、氏名や発行番号、保険番号等を記載した登録証を交付しているが、これを活動の際に携帯することとなっており」、と記載があるが、平成23年度、平成24年度において、「登録証」を携帯した隊員はいなかった。

〇市立〇〇〇小学校に面した交差点に配置された方が、千葉県の交通安全推進隊員でなければ、一体、千葉県の交通安全推進隊員の方はどこで活動し

ているのか、活動していないのではないかと思料しているので、健全な交通安全推進の活動をしているか否かの確認を千葉県に求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 平成26年3月13日付け理由説明書

(1) 行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）に基づき、平成25年10月21日付けで、「平成23年度及び平成24年度に東葛飾地域振興事務所に交通安全推進隊を登録している学校名（〇市立〇〇〇小学校を含む）と学校ごと（〇市立〇〇〇小学校を含む）に記録された台帳」及び「平成23年度及び平成24年度に東葛飾地域振興事務所に交通安全推進隊を登録して、千葉県が保険料を負担している学校名（〇市立〇〇〇小学校を含む）と学校ごと（〇市立〇〇〇小学校を含む）の人数を記載した台帳」（登録されている個人の氏名は伏せて構わない）との行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として「交通安全推進隊設置状況〈東葛飾地区〉平成23年6月1日現在」及び「交通安全推進隊設置状況〈東葛飾地区〉平成24年8月7日現在」（以下「本件決定文書」という。）を特定し、本件決定を行った。

(2) 本件決定文書の内容

本件決定文書は、東葛飾地域振興事務所管内で登録され、実施機関が保険料を負担している交通安全推進隊（以下「推進隊」という。）について、当該年度の推進隊への応募者全員を取りまとめた応募者名簿を基に東葛飾地域振興事務所が作成した市別、学校別、個人・団体別の一覧表であり、当該年度における東葛飾地域振興事務所管内の推進隊を対象とした研修会で配布した資料である。

なお、本件決定文書のほかに「東葛飾地域振興事務所に交通安全推進隊を登録している学校名」及び「東葛飾地域振興事務所に交通安全推進隊として登録して、千葉県が保険料を負担している学校名」の記載がある文書として東葛飾地域振興事務所が作成した上記「応募者名簿」及び当該名簿に基づく応募者全員を登載した県生活・交通安全課作成の「登録簿」があり、登載された全ての隊員についてボランティア保険の加入手続きを行っている。当該

2 文書（「登録簿」及び「応募者名簿」）は、千葉県で4,000人（東葛飾地域振興事務所管内で1,200人）を超える推進隊登録者全員の氏名・住所・小学校区等を羅列した台帳であり、学校ごとの人数が記載されていないため、学校別の人数を記載した本件決定文書が、簡易かつ簡潔に請求内容を満たすことができると判断し、本件決定文書として特定したものである。

（3）異議申立ての理由について

異議申立人は、「開示されたすべて、台帳からの複写ではない。」と主張するが、本件決定文書は、実施機関が作成し、保有する文書であり、また、本件決定文書により異議申立人の請求内容は満たしており、この主張には理由がない。

2 平成28年1月25日付け理由説明書

設置要綱第3条第2項は、「推進隊は原則として5名以上の隊員を持って組織する。」と定めている。

推進隊の人数については、県民の主体的な交通安全の促進や、県民一人ひとりへの交通安全意識の普及・浸透・定着といった本隊の設置目的を達成するため、目安として5名以上が望ましいと考えている。

しかし、5名未満であっても一定の効果は期待できると認識しており、また、本制度がボランティアによる制度であることから、活動への関心・意欲のある方が、5名以上を組織できないことをもって、活動の機会を失うことを防ぐためにも、運用上は5名に満たない場合であっても登録、活動していただいているところである。

異議申立書の理由には「…〇市立〇〇〇小学校は、3名である」と記載されているが、運用上、5名未満（個人含む）で組織することも認めていることから、異議申立人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件決定文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、本件決定文書は台帳からの複写ではない旨主張する。

実施機関は本件請求に係る行政文書の全部を開示していることから、異議申立人は、本件決定文書の特定の妥当性を争うものと認められるので、以下、この点について検討する。

2 本件決定文書の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、開示された本件決定文書は全て、台帳からの複写ではなく、又、設置要綱の第3条第2項（推進隊の組織）に推進隊は原則5名以上の隊員を持って組織すると記載があるが、〇市立〇〇〇小学校は3名であるから真実の開示報告書ではなく、再開示を願う旨主張する。

(2) 設置要綱には、第3条第2項で、推進隊は「原則」5名以上の隊員をもって組織するものであると規定されている。

そこで当審査会が、本件決定文書、応募者名簿及び登録簿を見分したところ、これらの記載から、推進隊員が5名未満で登録されている学校区が複数存在していることを確認した。

実施機関の説明によれば、設置要綱において、推進隊が原則として5名以上で活動することとしている趣旨は、推進隊の交通安全活動時の相互の安全を図ることであり、5名未満での活動を全く許容しないわけではなく、また、ボランティア活動という制度の性格上、活動への関心・意欲のある者が、5名以上を組織できないことをもって活動の機会を失ってしまうことを防ぐため、5名に満たない（個人含む）場合であっても登録してきたとのことである。

この実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、〇市立〇〇〇小学校の推進隊員が3名であるから真実の開示報告書ではないとの異議申立人の主張には理由がない。

(3) また、異議申立人から開示請求のあった、東葛飾地域振興事務所に推進隊を登録している学校名及び学校ごとの人数を記載した台帳については、当審査会の事務局職員をして調査したところ、本件決定文書以外の行政文書の存在は確認できなかった。

よって、実施機関が本件決定文書を特定したことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

5 附言

本件請求に添付された写真には、当人の承諾を得ないで写したと思われる人の肖像が含まれており、また、児童の写真も含まれている。

これらは被写体である個人の権利・利益を侵害するおそれもあるので、実施

機関としては、このような写真等の含まれた行政文書開示請求書の取扱いには留意する必要がある。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成26年2月6日	諮問書の受理
平成26年3月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年4月10日	異議申立人の意見書の受理
平成27年12月22日	審議
平成28年1月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取 理由説明書の受理
平成28年2月29日	審議
平成28年3月2日	異議申立人の意見書の受理
平成28年3月24日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)